

文科省交渉の記録【総集編】

2015年8月3日(月)10:00～11:30

衆議院第2議員会館 第1会議室

紹介議員 吉川 ^{はじめ}元 (社民党衆議院議員)

大臣官房	国際課	調査係専門職	鈴木育乃
高等教育局	国立大学法人支援課	専門官	谷村隆昌
高等教育局	国立大学法人支援課	主任	小林彩希
初等中等教育局	教育課程課	企画調査係長	鈴木智哉
初等中等教育局	教育課程課	教育課程第一係長	栗林芳樹
初等中等教育局	教育課程課	教育課程総括係長	川口貴大
初等中等教育局	参事官付	学力調査室	荒井俊晴
初等中等教育局	教科書課	企画係長	新見志保
初等中等教育局	初等中等教育企画課	専門職	竹中千尋
初等中等教育局	初等中等教育企画課	専門職	堀家健一
初等中等教育局	初等中等教育企画課	専門職	今村隆之
初等中等教育局	児童生徒誤指導調査係	主任	福井孝夫
生涯学習政策局	参事官付	外国調査官	篠原康正
		司会 実行委員会	永井栄俊
		実行委員会	清川久基

、「日の丸・君が代」に関する質問

1. 学習指導要領に関連して

- (1) 1999年『国旗国歌法』制定直後から毎年全国教育委員会宛に出されていた「学校における国旗及び国歌に関する指導について」という初等中等教育局長通知を、平成15年12月18日以降通知を出していないのは何故か。

【回答】鈴木智哉(初等中等教育局教育課程課企画調査係長)

ご指摘の通知は、公立の小中高校の入学式・卒業式における国旗掲揚国歌斉唱の実施状況調査の調査結果の公表と併せて例年発出してきた。平成15年度の通知、即ち平成14年度の卒業式と15年度の春の入学式の実施状況調査を踏まえ、その調査に於いてほぼすべての学校に於いて国旗掲揚及び国歌斉唱が実施されたことを受け、平成16年の春以降は、通知を発出していない。

- (2) 教員の「専門性」と「職務権限」に関して、下記の資料(省略)を踏まえ、『学習指導要領』はあくまで大綱的基準であって、教育内容についての第1次的裁量権は教員に認められている、と理解して間違いはないか。

【回答】堀家健一(初等中等教育局初等中等教育企画課専門職)

わが国では、教育の機会均等と全国的な一定の水準の維持のために、学習指導要領を定めている。学習指導要領は、学校教育法及び同法施行規則の規定の委任に基づき、文科大臣が定める教育課程の基準で、法規としての性質を有するものである。その上で各学校に於いては、学習指導要領に添った教育課程を編成し、教育を行う必要がある。各学校における教育課程を編成する責任者は、当該学校の校長であり、教員は校長の方針の下で、教育基本法等の関係法令に則った教育を行う必要がある。

2. 諸外国の例などについて

- (3) 国旗掲揚国歌斉唱を一般国民の義務として法制化している国は、中国と韓国以外にあるか。また、学校教育の中で、『学習指導要領』『国旗国歌条項』のように、卒・入学式を国際儀礼習得の場としている国が日本以外にあるか。

【回答】川口貴大(初等中等教育局教育課程課教育課程総括係長)

諸外国の国旗国歌に関する取り扱いについて、そもそも卒業式や入学式が行われていないなど諸外国にお

いて実施状況様々なので、学校において国旗掲揚国歌斉唱が義務付けられているかどうかを、網羅的また詳細には承知はしていない。加えて、我が国と違う教育の状況があるので、単純に比較するのは適当ではないものの、例えばフランスにおいては、入学式卒業式は一般的には行われていないが、『教育法典』という法典により、法律の格好になっているところで、国旗を掲揚することが規定されており、また卒業式入学式は行われていないが、記念行事が行われる際には国歌を演奏・斉唱することが一般的であるとされている。また、フランスの学習指導要領においても、国旗国歌をホームルーム教育として指導することとされているという例がある <追加回答>。またアメリカ合衆国においては、連邦法により、学校を含む公的機関において、国旗を掲揚することが定められている。通常入学式は行われていないが、卒業式を行うところもあり、卒業式においては国旗掲揚国歌斉唱を行うのが一般的であるというふうに承知している。

Q(東京H) ひとつお答えが漏れていた。日本のように、「卒業式・入学式を国際儀礼習得の場」として、「尊敬され信頼される日本人であるために」極めて大事なことで位置づけしているような外国あるかどうか答えられたい。

A(川口) 国際儀礼という言葉が想定する範囲はなかなか定義が難しい。わが国の学習指導要領や解説のように国旗国歌について相互に尊重することは国際的に重要なものであることを理解させるといった形で、諸外国において同様なものの定めがあるかについては、そもそも学習指導要領というものがある国ない国もしくはあってもそういったパターンを取っているという国もあるし、卒業式入学式というもののおかれていない国もあるので、網羅的には弊庁では承知していない。

Q(大阪O) 先ほどの諸外国の調査について、法制化されていないので、比較できないと言われたが、そこが問題ではないか。諸外国で、学習指導要領のようなものがない国はどんなふうにしてるのか、そして学習指導要領というようなものがある国ではその中に、国旗国歌について何か定めているのかどうか、その調査・比較が出来るのではないか。フランスの場合の例を言われたが、ではフランスでは国歌が流される時に、起立しない公務員が処分されるのかどうか、そのような法律があるのかどうか、そこを調べてほしい。それから、国歌の時は起ちましようとか、国旗掲揚の時は、顔を上げて国旗を仰ぎましようとか、そういうのが職務命令として、学校の教員に出されているのか、諸外国でそんな国が他にあるのか知りたい。

私の知っているイギリスのジャーナリストとかはビックリする。或いはヨーロッパのジャーナリストや教育関係者も驚く。文科省の方が言う日本の社会通念の中で生きているんだけど、その社会通念もおかしいと思うし、なら世界の通念はどうかとか、その調査も必要で、職務命令を出すことが妥当なのかどうか、そういうところの諸外国との比較をして、コメント控えるというのではなく、文科省としての意見を言って欲しい。

A(篠原) まず前提で、諸外国の調査というのはかなり限られた資源の中でやっていることは、承知していただいた。これまで文科省の政策形成の中に必要な資源の中で対象となっている国は、今は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、中国、韓国、については、言語について比較的明るい者がいて、やっている。なので、後者のご質問にあったような世界全体で、という観点は、出来ない。ただし、先ほどいただいた、フランスではじゃ実際にそういう処分とか行われているという事例はあるか、ということについては、比較的フランスは、文書をしっかり残しているので、ここはこちらで時間をいただければ、その事例については、あるかないか、調べることが出来ると思う <追加回答>。

Q(大阪O) 学習指導要領のようなものがあるのかどうかとか、そこに国旗国歌について指導方法みたいなことを規定している国はあるかどうか、とかそういうことはどうか。

A(篠原) 文科省が調べられる国の範囲については調べているが、今までそういう観点で見たことがなかったので、学習指導要領ちゃんと規定されている国 <追加回答> については、確認することができるかと思う。

Q(東京N) 国旗国歌がどのと言うのは、国際人として、どのという文科省の名目の下で、下に降ろされてきた。それが実際には、諸外国のことをよく調べてなかった。間違った情報を元にそういうことを国民に降ろして、そして強制的に実施してきた、こういうことになる、そこについてはどうなのか。どこの国でもやっているから、国際儀礼で、他の国の国旗を尊重するためになんかやるんだとか、そういう話だったんじゃないか。

A(堀家) 繰り返しになるが、わが国では、教育の均等と全国的な一定の水準の維持のため学習指導要領があ

り、学習指導要領というものは、あくまで法規としての性質を有すると最高裁でも

(さっきと同じ)(そんなこと聞いてない、答になってない)(外国の事調べていなくて)

当然学習指導要領に基づいて、各学校において指導する責務があり、よろしいでしょうか、権限のある上司から職務命令が発せられた場合には地方公務員はあくまでこの職務命令に、従う義務がある。

(全然話にならない)(そういうこと聞いているのではない)(答えなくていい)

Q(東京K) 噛み合っていない。国際儀礼をうたい文句に、指導要領を楯に、現場に強制してるが、その文科省は国際儀礼について、ほとんどまともな調査をしていない、知識もない、ということを今聞いた。何年も前から、同じような質問をして、調べているとあって、今年もまた同じ答。真面目に調べる気があるのか。

Q(東京N) 時間がないので、あと2人質問する方がいる。

Q(福岡K) 福岡から来たKです。乱暴だけまとめると、先ほど、卒業式や入学式があるのは日本、そこに日の丸・君が代、国旗・国歌というのがあるのがほぼ日本だけということだけど、なぜ、日本の教育がそうなったのか、いつ頃そうなったのか、そのねらい、目的は何だったのか、その背景、時代状況は、どうだったのか、文科省としてはどのように捉えられているのか。先ほど、日の丸・君が代が広く認められているというふうに、言われたが、なぜそうなのか、そのへんを答えてほしい。

A(鈴木智) 学習指導要領におきまして、現行のように国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱する

(いやいやそういうこと聞いてない、百年前のことを聞いているの)

慣習化している実態においては

(いや違う、そうじゃない。何で日本の卒業式・入学式で、日の丸・君が代が取り入れられるようになったのか、ということを知っているんです<追加回答>。歴史、歴史。)

つまり、現行の学習指導要領の改訂において、

(違う、そんなこと言ってない。待って、待って。ちょっといい？今の教育行政は今始まっているのではない。百年前から始まっているんだよ。だからそこをちゃんとはっきりさせて。)

もちろん歴史を受けた上で、現行の学習指導要領の解説もしくは学習指導要領において今まさに、

(いや違って、答えられないなら、他の人が答えてよ。)(要するのに、知らないの)

少なくとも、現行の指導要領の改訂においては、

(違う、答えなくて良い)(百も知ってるんだよ、そんなこと)

(諸外国と違う歴史があるんですよ、日の丸・君が代という歴史的背景には。)

諸外国はそもそも教育法制の仕組みが、

(そんなこと聞いていない、『教育百年史』出しているでしょう。そこ読みなさいよ。)

(あなたが、歴史を、今は答えられない、知らないと、ハッキリ言えば良いんですよ。)

昭和33年の学習指導要領から、もう今の

(いやそれは知ってます。それよりそもそも何故なのかと言うことを、ご存知か、ということですよ。だからそれを答えなきゃいかんでしょ。また勉強しておいて。)

(進行！)

(4) 国際人権諸条約の中にあるrespectの対象は、外務省のHP掲載の6条約(当時)中に、「人権及び基本的自由」「人間の多様性」など十数項目数えることが出来ると示していただいた(2013/8/26本岡寛子係長)。生徒が将来国際社会で尊敬され信頼される日本人として成長していくために、また1974年ユネスコ勧告における「国際教育」推進の観点からも、『学習指導要領』の中に発達段階に応じて「国際人権条約の学習」を取り入れるお考えはないか。

【回答】鈴木智哉(初等中等教育局教育課程課企画調査係長)

小学校・中学校・高等学校を通じて、発達段階に応じて、人権について、担当教科において学ばれている。特に中学校や高等学校においては、その理念についても、深く学ぶということで、教科書には、国際人権条約についても記述されている。さらに高等学校においては、学習指導要領において、国際法の意義について学ぶと規定されており、その中で、国際人権条約についても、規定されている。

3, 懲戒処分と司法判断に関連して

(5) 2012年の最高裁判決以降に、起立斉唱に関わる事案で、「減給」以上の処分が発令されたケースは、何件あったか把握しているか。都道府県別の数字を教えてください。

【回答】堀家健一(初等中等教育局初等中等教育企画課専門職)

都道府県別の数字に関しては公表していないが、2012年度以降の国旗掲揚国歌斉唱に関わる職務命令違反で減給以上の処分が行われた総数は、平成23年度1件、平成24年度4件、平成25年度2件、となっている。

(6) 2015年5月に2つの原告勝訴判決があった。東京地裁判決(2015/5/25)、東京高裁判決(2015/5/28)。いずれも、不起立等を理由に科された大きな不利益を、裁量権の逸脱濫用で違法とする内容だった。

東京都の処分量定のあり方については、既に2012年最高裁判決の下記の補足意見(省略)がある。このように裁量権の逸脱濫用を戒める判決が続いている中で、未だ最高裁補足意見で「特殊な例」と指摘された減給以上の処分を出している教育委員会に対して、必要な指導・助言を行う用意があるか。

【回答】堀家健一(初等中等教育局初等中等教育企画課専門職)

ご案内と思うが、昭和52年神戸税関事件最高裁判決において、懲戒権者は諸般の事情を考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきか、を決定することが出来る、と判示されている。平成24年1月16日の最高裁判決においても、上告人の一人に関しては、減給以上の処分が一律に裁量権の範囲を超えて違法とは判示されていない。なおご指摘の2件の今年度あった判決に関しては、現在係争中のことなので、文科省として、その動向を現在注視しており、現時点でのコメントは、差し控える。

Q(東京H) 2012年1月16日の最高裁判決では、戒告処分は肯定されても、減給以上の重い処分については取り消されている。ところが最高裁判決以降も、未だに減給以上の処分が7件あるとの回答だった。同じ最高裁判決の補足意見に、「懲戒制度運用の許容範囲に入ると到底考えられない」、また「他の地方自治体や他の職務命令違反の場合には例を見ないものであり極めて特殊な例」とある。それなのに東京都の事例で判示された2012年以降も7件ある。それはどこなのか、確認したい。また、減給以上の処分量定を持っている教育委員会があるかどうか把握していたらお答えいただきたい。

A(堀家) 平成24年1月16日の最高裁判決において、上告人の一方は懲戒処分が違法として取り消された一方で、一方の上告人に関しては、積極的に式典や研修の進行を妨害する行為にかかるものがあって減給以上の処分を受けている。そうしたものを総合的に考慮した上で、停職処分は懲戒権者としての裁量権の範囲を超えまたはこれを濫用したものと違法であるとはいえないというふうに判示をされている。戒告・減給を超えて、停職の処分を選択することが許容されるのはあくまで学校の規律や秩序の保持等必要性和処分による不利益の内容との権衡の観点から当該処分を選択することの相当性を基礎付ける具体的な事情が認められる場合であることを要すると判示をされており、最高裁においても、先ほども申し上げた通り、停職3ヶ月の処分もこうした相当性を基礎付ける具体的な事情が認められる場合には、認められると判示をされている。さらに、減給以上の処分を行っている自治体に関して、懲戒処分の状況というのはわれわれの方で、把握はさせていただいているが、各都道府県別の数値というものは公表させていただいていないので、これ以上は差し控えさせていただきたい。

Q(大阪O) 大阪の教員だ。まず、係争中だからコメントを控えると言うことを何回か言われたが、たとえ裁判中であっても、教育は毎日動いているし、学校で教育を止めているわけじゃないので、裁判中のものであっても、文部科学省はこう考えているというコメントなり意見を話し合っ出ていただきたい。そういうことは今までもあった。例えば、22年前くらいに、医療的ケアは法律違反だけれども、生徒たちが元気に学校に来るには必要であって、実質的に大阪等では養護学校で、たん吸引など、教員がしている場面があった。裁判まで行かなかったけど、教育委員会が意見を述べ、また現場の教員も意見を述べるという中で、医療的ケアを教員が児童生徒にすることは必要であると言うことで、法律も変えられてきたという現実がある。なので、教育委員会が個別或いは各地方公共団体でやられていることに対して、やはりコメントして欲しい。

4、国立大学への国旗掲揚国歌斉唱要請問題について

(7) 文科大臣が国立大学に、卒業式・入学式における国旗掲揚国歌斉唱を要請した「教育的意味」「研究的意味」は何か。私立大学に同じ要請をしなかったのは、大学の設置目的や研究・教育の内容に何か違いがあるからか。

【回答】谷村隆昌(高等教育局国立大学法人支援課専門官)

6月16日の学長等会議において、文科大臣から、全国の大学学長等に関して、国旗掲揚国歌斉唱の要請をさせていただいた。これについては、国会で議論があったということや、国旗国歌が長年の間、国民の間に広く定着していること等を踏まえての、要請という意味合いである。私立大学については、国会での議論はなかったため、特段この場合は、国立大学の学長等に対してのみの要請とさせていただいた。

(8) 国立大学生には、起立斉唱義務があるか。その法的根拠は何か。同じく国立大学教員には、起立斉唱義務があるか。その法的根拠は何か。

【回答】谷村隆昌(高等教育局国立大学法人支援課専門官)

あくまで学習指導要領等により、各大学の判断で、決めていただくことになるので、そういった意味では、国立大学生や国立大学教員について、国歌斉唱の義務があるとか、そういうものはない。

Q(東京K) ここに何人か日の丸・君が代担当の方がいるが、国立大学に要請するについて、何かあなた方は関わったのか。若い方達も含めて、大学についても要請しようよ、という話し合いをされたのか。

A(谷村) 私の認識している範囲では、職員の間で議論をしたことはない。国会の議論であったと言うことで、大臣とは話させていただいて、今回要請という形になった。

Q(東京K) 具体的にどういう話をしたのか。

(脅したのかって言う話だよ、予算とか。)

A(谷村) 要請に従ってやったとかやらなかったとかということで、大学の運営上に差を付けることはない。それとは独立して政策判断としてやっていく。大臣からも国会で答弁させていただいた通り。

Q(東京K) 例えば文科省の役人全員を集めて、事務次官や文部大臣が、税金で生計を立てている役人としては国旗国歌をちゃんと敬うのが望ましいと、訓示をしたとしたら、旗日に日の丸を掲げて、できる限り君が代を歌うような傾向になることは目に見えている。それを、自由裁量だから、勝手にしなさいよ、と言えるか。全学長を集めて訓示している。やるやらないは勝手だというのが、交付金の名の下に、人文系学部をどんどんつぶそうとしている時に、こんなのが単なる、お薦めの言葉には、到底ならない、事実上の脅迫である。そういうことについては、認識はあるのか。

A(谷村) そういった声があることは、私自身も重々承知しているので、そういったご意見があると言うことを、中で議論を引き続きさせていただきたいと思う。

5、国際人権に関連して

(9) 昨年7月、国連自由権規約委員会において示された第6回日本審査『最終見解』の中で、文科省の所管に関わるパラグラフNo.を列挙されたい。その中のパラ27で貴省が実行されたことがあれば、示していただきたい。

【回答】鈴木育乃(大臣官房国際課調査係専門職)

5, 9, 11, 14, 24, 25, 26, 28, 29, は文科省の所管と認識している。

後段に関しては、文科省では、国際人権規約をはじめとする日本における主要人権諸条約の締結状況及びその趣旨について教育関係者の集まる会議などで、機会をとらえて、周知を図っている。

(10) 上記『最終見解』の、パラグラフ22「『公共の福祉』を理由とした基本的自由の制限」に関連して、以下の質問に、簡単に「はい」「いいえ」で、お答えいただきたい。

このパラグラフ22に関わる省庁の1つに、文科省も含まれると理解して間違いないか。

【回答】鈴木育乃(大臣官房国際課調査係専門職)

パラグラフ22は、自由権規約委員会が作成したものであり、その内容を鑑み、関係する省庁を直截に申し上げる

ことは困難で、しかしいずれにせよ、自由権規約委員会から日本政府に対して出された最終見解については、法的拘束力を有しないものの、政府として内容を十分検討の上、引き続き適切に対処していきたい。

国連からの『リスト・オブ・イシュー』『問17』に対応する、日本の回答が『事前質問に対する政府回答』『パラ184～190』であることに間違いはないか。

【回答】鈴木育乃(大臣官房国際課調査係専門職)

間違いはない。

このうち前半の「パラ184～186」は、「公共の福祉」概念で「表現の自由」を制約した国内事例を念頭に置いた質問に対する回答であることを確認したいが、間違いはないか。

【回答】鈴木育乃(大臣官房国際課調査係専門職)

パラ184～186は、自由権規約委員会による『事前質問票』問17の第1文に対して、回答したものである。

後半の「パラ187～190」は、最高裁判決文(2011年6月6日)の引用に見られるように東京都の起立斉唱命令事件における「思想・良心・宗教の自由」制約事例を念頭に置いた質問に対する回答であることに、間違いはないか。

【回答】堀家健一(初等中等教育局初等中等教育企画課専門職)

『事前質問』の中の、「教員及び学校職員が、学校行事の際国歌の起立斉唱を拒んだために、減給・停職・解雇を含む制裁の対象となってきたという報告に対してコメント願いたい」という質問を受けた回答と承知している。

このパラグラフ22は、東京都の所管にも関わっていると理解して間違いはないか。

【回答】鈴木育乃(大臣官房国際課調査係専門職)

東京都の所管に関わっているかどうか、必ずしも明らかでないが、パラグラフ22は、自由権規約委員会が作成したものであり、お尋ねについて何ら言及はしていないことから、今回の所管等に関して政府としてお答えすることを差し控えさせていただくとともに、いずれにせよ政府として、内容を十分検討の上、適切に対処していきたい。

上記『リスト・オブ・イシュー』『問17』と『政府回答』『パラ184～190』とのやりとりに対する委員会の見解が、『最終見解』『パラグラフ22』“『公共の福祉』を理由とした基本的自由の制限”に示されていると理解して間違いはないか。

【回答】鈴木育乃(大臣官房国際課調査係専門職)

自由権規約委員会は、各国の政府報告の審査に際してNGOなどによる人権状況に対する意見を広く募集し参考にしておりと承知している。政府として同委員会がいかなる情報に基づいて、お尋ねのパラグラフを作成するに至ったかについて、直接この場で申し上げることを、差し控えさせていただく。

このパラグラフ22を読んで、「公共の福祉」概念についての自由権規約委員会の懸念が、日本政府の説明(『回答』パラ184～186)によって、解消されたと考えているか。

【回答】鈴木育乃(大臣官房国際課調査係専門職)

自由権規約委員会が、いかなる情報に基づき、お尋ねの勧告を作成するに至ったかについて正式に申し上げることは、差し控えさせていただきたい。いずれにせよ、政府として、同委員会に対し必要な情報を提供し、我が国における自由権規約の実施状況等について誠意を持って、説明している。

パラグラフ22中の「いかなる制約を課すことも差し控えるように」に言う「いかなる制約」には、『リスト・オブ・イシュー』『問17』の「減給、停職及び解雇を含む制裁」が含まれていると理解して間違いはないか。

【回答】鈴木育乃(大臣官房国際課調査係専門職)

パラグラフ22については、自由権規約委員会が説明したものであり、ご質問については、何ら言及されていないところから、お答えすることは差し控えさせていただく。

『政府回答』が引用した「最高裁判決」(2011年6月6日)は、『最終見解』『パラグラフ22』に言う「規約18条・19条のそれぞれ第3項に規定された厳しい条件」を満たしていると理解しているか。

【回答】堀家健一(初等中等教育局初等中等教育企画課専門職)

ご指摘の点は、自由権規約委員会が判断することで、文科省としてコメントする立場ではない。

この勧告を受けて、文科省は都教委に対して、具体的な指導・助言を何か行ったか。

【回答】堀家健一(初等中等教育局初等中等教育企画課専門職)

特段の指導は行っていない。

Q(東京H) パラグラフ22に関わると回答は、ほとんどが、「お答えすることを差し控えさせていただきます」ということだった。このパラグラフ22というのは、shouldよりも強い、urge火急を要するという動詞が使われているのに、政府の統一見解出来ていないのか。文科省が知らないなら、どこに聞けば答えてくれるのか。

A(鈴木育乃) なかなかお答えの難しいのが多くて申し訳ない。パラ22については、個別具体的に関係省庁を示すのが非常に難しい内容なので、担当としては、外務省の方から政府の見解を申し上げることが適切かと思うので、文科省からの回答は差し控えさせていただいている。

、大阪府・市の教育政策に関わる質問

1、「大阪府(大阪市)職員基本条例」の免職規定の違法性について

(1)「職務命令違反3回で免職」という大阪府・市の条例及びそれを根拠とする「免職」を文科省としても承認する内容であると考えてよいか。それとも、検討の結果によっては「指導・助言」の余地があると考えておられるのか。

【回答】堀家健一(初等中等教育局初等中等教育企画課専門職)

地方公共団体の条例に関しては、法令等に基づき、その権限と責任において、各地方公共団体が適切に定めるものと承知をしている。よって大阪府・市の条例等の内容に関して、文科省としてコメントする立場にはない。

一方で、繰り返しになるが、昭和52年の神戸税関事件最高裁判決においても、懲戒処分というものは、各地方公共団体の懲戒権者の裁量の範囲内というふうに判示されているので、懲戒処分についてはそういった総合的な判断のもとで、懲戒権者が裁量に基づき判断をしているものというように承知している。加えて、最高裁の国旗国歌に関して、減給以上の処分が一律に懲戒権を超えて違法とは判断していないと併せて申し上げておく。

Q(大阪I) 一昨年からの経緯があって大阪の質問は前文が長いですが、前文は一切読んでもらえないのではないかと。一つ目の第一項、2013年のこの会議の中で、初中局の山口さんが、懲戒処分の事例が不適切なものであれば、その実態について当然文科省としても把握させていただき、その内容についても、懲戒処分調査は毎年行っている中で、その中で必要な検討等は、させていただいていると回答した。昨年この点に関わって、大阪の同一職務命令に3回違反した場合に懲戒免職であると規定がされているなどについて、文科省として調査の現段階はどうかという質問をした。ところが各地方でやっていることについてはお答えできない、という回答だった。神戸税関事件の最高裁判例があるので、各地方の問題だ、つまり文科省では調査をしているけれどもしているだけだと考えてよいのか、この点について質問しているのに答えがない。

A(堀家) こちらも過去の経緯を踏まえた上で、回答させていただいている。調査としては、各都道府県、指定都市、教育委員会の懲戒処分等の状況に関して、把握をさせていただいている。一方で、各教育委員会の各任命権者の行う処分に関しては、基本的には繰り返しになるが、過去、神戸税関事件の判例でも判示されている通り、それぞれの懲戒権者が、処分するかしないか、などその量定を含めて判断する権限を有しているところである。なのでわれわれの見解としては、いま以上申し上げた通りである。

(2) 5月28日東京高裁は、「不起立を繰り返す教職員への処分を機械的に重くすることは、自分の思想信条を捨てるか、教職員の身分を捨てるかの二者択一を迫っている」として、憲法が保障する思想良心の自由の実質的な侵害につながると判示した。本判決と大阪府・市の職員基本条例の処分規定との関係をどのように考えておられるか。

【回答】堀家健一(初等中等教育局初等中等教育企画課専門職)

繰り返しになるが、地方公共団体の条例というものは、法令等に基づきその権限と責任において、各地方公共団体が定めるものなので、大阪府・市の条例の内容に関して、文科省としてコメントする立場にはない。また、ご指摘の判決に関しては、現在係争中と承知しているので、文部科学省からのコメントは差し控えさせていただく。

2、人事評価が「最低」評価の者の「再任用」を拒否する制度を強行した大阪府の施策について

大阪府教委は、当該年度の「人事評価」の総合評価結果が「最低ランク」の「C評価」の者は、再任用職員として

新規任用および任用更新をしないという制度を本年度の再任用制度より強行した。

- (3) 人事評価を再任用の条件とすることについて、2013年の回答で、貴省自身が「法律上の位置づけ」を問題にされた内容とその検討の現段階について回答をお願いしたい。2013年3月26日「国家公務員の雇用と年金の接続」閣議決定及び同3月29日「地方公務員の雇用と年金の接続について」総務副大臣通知によれば、地方公務員は分限免職事由に該当する場合以外は、希望すれば原則として採用されるようになっており、大阪府が「人事評価」を理由に再任用しないことは許されないのではないか。

【回答】堀家健一（初等中等教育局初等中等教育企画課専門職）

人事評価を再任用の条件にすることに関して、ご案内のとおり、平成25年3月、総務大臣通知によって、地方公務員の雇用と年金を、確実に接続するために、必要な措置を講ずるよう各地方公共団体に要請をされている。これを受けて、平成25年の4月に文部科学省の方は事務連絡として、総務省通知を踏まえて適切に対応するように、各教育委員会に対して促しているという現状である。そのため大阪府教育委員会が職員を再任用するか否かに関しては、任命権者として、大阪府教育委員会が権限を以て判断をしていただくことである。

一方平成26年5月に成立した、改正地方公務員法においては、任命権者は人事評価を任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用するというふうに定められている〈追加回答〉。任用の方法、根本基準として、職員の任用はその法律に定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならないというふうに規定されているところであり、これらを踏まえまして、任命権者である大阪府教育委員会において、適切に判断をすべきものと、承知をしている〈追加回答〉。

- Q(大阪I) 最低ランクの教員については採用しないと、いうことについても、一昨年質問の中では、Cランクとされると自動的に不採用になるが、それに異議を申し立てる機関というのが一切設定されていない、無権利の状態になっている。これは法律的に問題ありということ、文科省の側から回答されたが、これについても今日の回答では、地方の問題と言うことで、口は挟まないとされている。一昨年の回答内容、去年今年の内容では全然違うから、ここについて、誠意を持って回答していただきたい。

- A(堀家) 人事評価に関しては今回法改正がなされて、人事評価を人事管理の基礎とすると位置づけられたので、これを踏まえて各教育委員会において適切に運用していただきたい、というのがわれわれの見解である。

3. 大阪府による中学校における文科省「全国学力・学習状況調査」結果の内申点への反映問題について

本年、4月10日、大阪府教育委員会は、文科省が実施している「全国学力・学習状況調査」（以下、「全国学テ」）の学校別成績を来年の高校入試の内申点に反映させることを決定した。

- (4) 下村文科大臣は7月10日の会見で「全国学テ」の結果を高校入試に利用することを認めないと発表したが、松井大阪府知事は大阪府として利用方針を変更するつもりはない、と表明した。貴省の見解を明らかにして頂きたい。

【回答】荒井俊晴（初等中等教育局参事官付学力調査室）

全国学力学習状況調査のそもそもの目的としては、国としては、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析して教育施策の改善充実に活かすこと、教育委員会としては、自治体や学校の学力水準を検証し、教育委員会の施策の改善・充実に生かすこと、学校としては、個々の児童生徒の学習状況を把握して、指導に生かすとともに、学校全体として指導方法の検証・改善につなげることを目的に実施している。こういった趣旨、目的に照らし合わせて、今回の大阪府教育委員会における学力調査の活用については、趣旨を逸脱するおそれがある、という懸念を伝えてきたところである。

7月7日に開催した「全国的な学力調査に関する専門家会議」においても、大阪府教育委員会における結果の取り扱いについては学力調査の結果を入試に使用すべきではないとの意見が多数であった一方、使用を容認するような意見はなかった。弊省としても、全国的な調査としての統一性が損なわれ、調査の信頼性を損ねることとなり、調査自体への影響が全国に及びかねないということもあるので、専門家の意見の方向で、検討しているところである。ただし、本年度の活用については、学校現場での混乱を防ぐという観点で、協議に応ずることとしているが、今年度のお話なのでできるだけすみやかに判断していきたいと考えている〈追加回答〉。

- (5) 大阪市教委は、「学校選択のための保護者への情報」として、小規模校を除くすべての小中学校の「全国学テ」の平均正答率を含む結果を公表するよう校長に命じ、公表しない校長を懲戒処分の対象とした。「全国学テ」の結果を「学校選択」に活用することは、調査の趣旨から逸脱している。貴省の見解と今後の方針を明らかにされたい。

【回答】荒井俊晴（初等中等教育局参事官付学力調査室）

大阪市における結果公表の関係の件は、平成25年度の実施要項では、各学校の調査結果の公表は各学校の判断に委ねることとしており、学校管理規則によって各学校に公表を義務付けるということは実施要項の趣旨から逸脱をしている。一方で、全国学力学習状況調査は、保護者や地域住民の関心の高い学校教育の改善のために実施しており、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことは重要で、ただし序列化や過度な競争による弊害が生じないようにするなど、教育上の効果や影響を十分に配慮することも重要である。

そういう観点を踏まえて、平成26年度の実施要項においては、調査結果の公表の取り扱いについて、市町村区教育委員会においては、各々の判断で実施要項に定める配慮事項に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能としている。ただし、繰り返しだが、調査結果については、教育委員会や学校が、保護者や地域住民の理解と協力のもとに教育施策や指導方法の改善に取り組むため積極的に情報提供することは重要であるが、学校の序列化や過度な競争による弊害が生じないように配慮することは必要である。

4、いかなる場合にも、「起立・斉唱」を優先させる「職務命令」や「指示」について

- (6) 大阪府の「職員基本条例第28条」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条2」、大阪府教委教育振興室長通知などの観点から、職員が、式典等における「起立及び国歌の斉唱」の職務命令を受けた場合にも、例えば、介助を必要とする児童・生徒に式場内で着席して付き添う必要が生じた場合、式当日の介助の態様は当該の教職員の判断が優先されるべきではないか。

【回答】堀家健一（初等中等教育局初等中等教育企画課専門職）

国旗掲揚国歌斉唱の実施方法に関しては、社会通念に従い、教育委員会や各学校長が適切に判断するものというふうに承知をしている。国旗を掲揚し国歌を斉唱するよう教育委員会や各学校長から職務命令が発せられた場合には、教職員は当然その職務命令に従う義務がある。その上で、各教育委員会では特別支援学校における壇上での卒業証書の授与や式中の介助に関しては、児童生徒一人ひとりの障害の状態や施設設備の状況に応じて、個別に配慮をする必要がある旨指導している教育委員会もあるというふうには聞いている。

なお、ご指摘の大阪府教育委員会における事例に関しては、繰り返しになるが、昭和52年の神戸税関事件において、懲戒権というのは、あくまでその裁量の範囲内で各懲戒権者に認められていると判示をされている。そうした総合的な判断のもとで、懲戒権者の裁量に基づいて判断されたものであるというふうに承知をしている。

- Q(大阪0) 大阪府立支援学校に勤めている。先ほど言った通り、医療的ケアのことについて、本当に必要であるからというから、認められてきた実績がある。で今回、介助のために、卒業式というものに、積極的に、自立的に、生徒が参加するために、回りで起つよりは、起てない生徒のそばに座ったままの人間が何人かいる方が良く、そういう判断も出来るわけで、それを大阪府教委とも話し合ってきたけど、処分が出されてしまった。そういう暴走が許される組織になってしまっている。その辺の調査をして欲しい、ということと、ここに今日来られている中に、特別支援教育の担当の方がおられるかどうか分からないが、見解をお聞きたい。

一般論で言えば、特別支援学校で、肢体不自由で立てない生徒が、半分ぐらいいる中で、起立斉唱の国歌斉唱というプログラムが必要かどうか。実際にそれによって、発作というのは、回りが起って、自分は立てない状況になると、取り残されたような気持ちになる、そんな中で、教員が判断して、座っていることに対して、さっき言われた職務命令が出されているんだから、職務命令に違反したら処分されて当然だ、そんなふう一刀両断みたいにしていいのかどうか。

- A(堀家) 特別支援学校における国旗国歌の実施に関しては、ご指摘の通り、特別に配慮する必要があると、考えている <追加回答>。一方で、あくまで国旗国歌の掲揚斉唱の実施方法に関しては、社会通念に従って、各教育委員会であったり、各学校長が適切に判断するものである。なので、その適切な判断の中

に、実際に特別支援学校の現場においてどのような事態が生じるのか、というものを踏まえた上で、各学校、各教育委員会の方で判断していただきたい。その上で、きちんと国旗を掲揚し国歌を斉唱するように、と職務命令が発せられた場合には、当然それには、従う義務があると考えている。

(一律が適切じゃないんだよ)

Q(大阪O) 社会通念で、どういうものか。特別支援学校において国旗国歌をやっていくという根拠、文科省としての論を教えてください。

A(堀家) 国旗掲揚国歌斉唱の実施に関しては、先程来申し上げているが、学習指導要領の中に定めがあり、それに基づいて、各学校においては、教育課程を編成して、実施していく必要がある。

Q(大阪O) 社会通念はどうか。

A(堀家) 社会通念というのは、一般的なものが社会通念であるので、個別具体的に申し上げることは難しい。

Q(東京N) 特別支援学校については、特別な配慮が必要だと今答えた。それはどういうことか、文書でもあるのか。

A(堀家) なので国旗掲揚国歌斉唱の実施方法は、社会通念に従って各教育委員会や各学校長が判断…

Q(東京N) そうじゃなくて、特別支援学校については、特別な配慮が必要だと言ったじゃないか

A(堀家) 社会通念に従って、判断が出来る範囲内…

(それじゃ配慮がないじゃないか、全然)

Q(東京N) じゃ特別支援学校でどんな社会通念上のどんな事態が起きているか分かっているの、

A(堀家) 個別具体には申し上げられない。

(話にならない) 騒然

Q(東京N) 全く状況を把握せずに、言葉だけで言っているということがよく分かった。

(もうちょっと勉強せよ、答にならないじゃないか、不勉強すぎるぞ)

5、「教科書採択」にかかわる公正性の確保について

大阪市教育委員会の中に、「採択の公正性」を損なう教育委員がいることが判明している。高尾元久教委委員は、中学校教科書を発行する育鵬社と同じフジサンケイグループの一員であり、育鵬社教科書の共同事業者である日本教育再生機構の機関誌「教育再生」に少なくとも4回、投稿・インタビュー記事を掲載している。

(7)「採択の公正性」の確保のために、大阪市の事態に対する貴省の対応方針を明らかにしていただきたい。

【回答】新見志保 (初等中等教育局教科書課企画係長)

教科書採択は、その地域の児童生徒にとって最も適した教科書を採択するという観点から、採択権者である教育委員会等の権限と責任により、教員や保護者をはじめとする調査員による綿密な調査研究を行った上で、適切に行われる必要がある。については、大阪市教育委員会のHPによると、平成26年11月現在、高尾元久氏は無職と承知している。については、教育再生機構の機関誌「教育再生」に記事を掲載したことについて、文科省として承知していない。そのようなことを踏まえて、どのようなものを教育委員にあてるかについては、当該自治体の長が議会の同意を得て任命をするものであり、大阪市で適切にご判断いただいていると思うので、文科省としては、コメントを差し控えさせていただきたい。

、教育改革法案成立後の教育行政の変化等に関連して

1、教科書の採択について

(1) 諸外国で、教科書の採択権限が学校にはなく教育行政機関にだけ認められている例が、日本以外にあれば教えていただきたい。その上で、現行の教科書採択制度の運用実態において教育の当事者である現場の教員が「教材の選択と採用、教科書の選択」においてしかるべき役割を与えられていると考えるか。

【回答】新見志保 (初等中等教育局教科書課企画係長)

諸外国において、採択権限が学校にはなく教育行政機関にだけ定められている例は、中国においては、初等

中等教育段階すべてにおいて、省や県等の教育行政機関が教科書の採択を行っているものと承知している。

その上で、現場の教員がしかるべき役割を与えられていると考えるか、という点について、教科書採択の調査研究にあたっては、幅広い意見を反映させるために、通常、教員や保護者をはじめとした調査員が選任されており、その観点からは、一定の専門性を有し、児童生徒に対して直接指導を行っている教員の果たす役割は決して小さくはないと認識している。ただし、この調査研究の結果に、採択権者の判断や意見が拘束されるということは適切ではなく、あくまで調査研究の結果を踏まえつつ、採択権者が責任をもって採択すべきものである。

Q(東京A) 教育行政が採択権限を持っている国が日本以外に中国の2つの国で間違いないか <追加回答 >。

A(新見) 採択権限の諸外国の例について、文科省として、すべての国の調査をしたわけではない。各国の事情によって教科書のそもそもあり方、教科書の制度というのは様々にあると認識している。先ほど、中国においては、省や県によって教科書の採択を行っているというふうに申し上げた。

(中国と日本だけ、でいいんですね。認めたということね。)

はい。調べた中では、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、中国、韓国と調べて、その中では中国だった。教科書の性質とかそのものも全く違うので、一概に比べることは出来ないと考えている。

(他国にもないことは調べればすぐ分かる) (社会主義の国とほとんど同等だ)

Q(東京A) 採択権者の採択権限は、拘束されないいわば自由裁量という回答だったと思う。法的根拠をもう一回示していただきたい。地教行法を読むと、教科書に関する採択事務で、採択権限が教育委員会にあるなんてどこにも書いていない。さらに、教育委員は、教育に関して素人で専門領域は持っていない。だから専門領域のない教育委員が、採択を決めるというのはどう考えたっておかしい。どこが選ぶかは書いてないが、当然のことながら、教育に関する専門家に関する意見が第一に尊重されるのが当然だと思う。

A(新見) 採択権限について、教育委員会は事務のみを行うのではないかというご指摘だが、教科書の法律では、その中に市町村教育委員会の方が採択する教科書が決まったらその需要数を都道府県教育委員会に報告するとか、市町村の教育委員会が教科書採択についての資料や基準等を公開するという規定があり、これらの規定から、文科省としては権限というのは、教育委員会にある。ちなみに、専門的な知識を有している先生方のご意見をもちろんお伺いすると考えており、現状各市町村の調査員に、先生方を約98.6%の先生を配置しているので、専門の先生で児童生徒の身近に接している方の意見をお伺いして、最終的な採択については、教育委員会が定めるというふうに考えている <追加回答 >。以上です。

(全く違う、180°ひっくり返っているよ)

(2) 去る4月7日、文部科学省は『平成28年度使用教科書の採択について』を全国の都道府県教育委員会に通知したが、学校現場の教員などを含む調査員の専門性に基づく見解を無視することにつながらないか。教科に関して専門的見解を持っているわけではない教育委員個人の独断と好みあるいは何らかの利害により教科書の採択が左右されてしまうおそれはないのか。文部科学省は、選定委員会や調査委員会での教科書の評価を含む調査研究や絞り込みを否定しているのかどうか、明確にお答えいただきたい。

【回答】新見志保 (初等中等教育局教科書課企画係長)

文部科学省が、選定委員会や調査委員会での教科書の評価を含む調査研究や絞り込みを否定しているか、について、教科書採択権限の行使に当たっては、綿密な調査研究を踏まえることが望ましく、また調査研究をどうやるかどうか実施するかについては、採択権限を有する採択権者の判断によるものであることから、この判断によって調査研究の結果として何らかの評定を付したり、それを参考に教科書採択を行うことが、不適切というものではないと考えている。ただしいずれにせよ、教科書採択の調査研究の結果に採択権者の判断や意見を拘束されることは適切でない。文部科学省としては、教科書採択に当たって、留意すべき事項をまとめた通知を发出しており、教科書採択が適切に行われるように指導している。

(3) 今回の中学校教科書の採択においては、発行元の育鵬社と執筆・編集及び発行と販売において密接な関係にある日本教育再生機構が、育鵬社教科書の見本本を独占的に販売するなど採択運動を進めている。これは事実上の発行者の共同事業者による採択勧誘運動であると考えられるがどうか。また、日本教育再生機構は機関誌『教

育再生』などを通じて、育鵬社以外の歴史・公民教科書の批判、誹謗中傷を繰り返している。この行為は、文科省の『教科書の採択に関する宣伝行為等について(通知)』に反し、教科書協会の「教科書宣伝行動基準」にも反する行為と考えられる。公正確保の観点から問題ではないのか。

【回答】新見志保 (初等中等教育局教科書課企画係長)

教科書採択は、繰り返しになるが、児童生徒の手に渡り授業等で使用される教科書を決定する重要な行為であり、広く国民の皆様に関心を持っていただくことは大変喜ばしいことである。ただ一方で、採択権者である教育委員会等が、教科書採択の権限を行使するに当たって、その判断が外部からの働きかけや宣伝広報活動等によって左右されるようなことはあってはならず、教科書採択は静謐な環境の下で公正に行われることが必要だと考えている。平成28年度から使用する教科書については、本年8月末までに採択することが伝えられており、採択権者である教育委員会等の判断と責任において、公正に採択されるよう強く期待したいと考えている。

Q(愛知0) 日本教育再生機構は育鵬社の教科書の見本本を独占的に販売してきたが、名古屋市教育委員会は、今回初めて6月7日に意見聴取会という名前で公開のシンポジウムを開いて、そこに「新しい歴史教科書をつくる会」代表の藤岡信勝氏と日本教育再生機構の副理事長で育鵬社の執筆者でもある石井正浩氏が来た。私たちは、採択の期間にこういうことを行うのはまずいだろうと、教育委員会に申し入れをしたが、文科省はそのあたりのことをご存知か。そして、どういうふうに考えているのか。名古屋市教育委員会の採択は終わったが、今までにないケースだと思う。

A(新見) 名古屋市の公開の討論会、シンポジウムの件は、その実態を文科省として把握していない。ただ、文科省としては通知を出しており、教科書発行者が、採択期間中に、採択を促すようなシンポジウムや討論会等を行うことについては、禁止といふかぜひ控えるようお願いしている。名古屋市の事例の情報は持っていないが、教育委員会がやる分には特段差し控えるようにとの指示はしていない。

(ぜひ調査をお願いします。また来年聞きます。)

(4) 1997年の閣議決定では、義務教育の諸学校の教科書採択に関して「将来的には学校単位での教科書選択の可能性も視野に入れて、教科書の採択地区の小規模化を検討する」となっている。この方針に沿って採択地区の小規模化が現在までにどれだけ実現されているか。また、一部の自治体(横浜市や大阪市)では全市一区にするなど、採択地区の大規模化が顕著である。文科省としてはこれについてどう考えるか。

【回答】新見志保 (初等中等教育局教科書課企画係長)

文部科学省としては、これまで各都道府県教育委員会等に対して、市町村教育委員会の意向を的確に踏まえ採択地区がより適切なものとなるように、区画見直しに努めるようように指導してきている。採択地区数については、1997年の閣議決定の際には、全国で478地区だったものが、現在平成27年当日現在では、全国582地区に増加していると承知しており、採択地区の小規模化といふところが進んでいるというふうに考えている。

大阪市の事例についても、各都道府県教育委員会等が市町村教育委員会等の意向を踏まえて、その地方については適切にご判断いただいているものと承知している。

Q(東京A) 単に数が増えたと言うことで細分化されたと言ったが、実態は全く逆で、むしろ巨大な採択地区が生まれているというのが現実。名古屋に始まり、横浜から今度は大阪。横浜370万都市、大阪270万、そういった巨大地区が一つの教科書になるということを文科省の役人はどう考えているのか。これは事実上の国定教科書だ。本当に細分化されていると思っているのか。

A(新見) 採択地区の細分化について、先ほど申し上げた通り、採択地区については細分化が進んでおり、平成9年から比べると582地区になっている <追加回答 > …

(それは統計の読み方を間違っている。私は数学の教員だが、統計の試験で答案用紙に書いたら100%バツになる。)

(どんどん広域になっている。違うことを言っている) (地区の数と細分化とは別問題)

大阪市・横浜市のように、…各市町村教育委員会の意向を踏まえて、各都道府県教育委員会が採択地区を見直しに努めるということなので、文部科学省としては、コメントする立場にない。

(そうじゃなくて、細分化しているという話は間違っただから、訂正して。)

2. 道徳の教科化について

(5) 現在の「道徳の時間」を「特別の教科道徳」とする意味はどこにあるのか。教科化によって「いじめ」などの問題が本当に解決されると考えているのか。また、「特別の」という意味は何か。また、「要」(かなめ)の意味は何か。

【回答】栗林芳樹 (初等中等教育局教育課程課教育課程第一係長)

「特別の教科道徳」の意味について、『中央教育審議会』とか、『道徳の充実に関する懇談会』などにおいて、道徳は、教科に比べて軽視されがちであるとか、登場人物の心情を理解させるだけなどの型にはまったものになっているとか、相手の思いを汲むためには具体的にどう行動すればよいかという側面に関する問いかけが十分でないとか、様々な課題が指摘されてきた。こういったものを解消するために、中央教育審議会の答申に基づき、この度道徳を「特別な教科」という位置づけにした。このことによって、これまで軽視されがちだった道徳の授業が教育課程にきちんと位置づけられ、計画的に実施されること、また検定教科書を用いることでより体系的かつ発達の段階を踏まえた指導が行われること、が期待される。

次に「特別の」とはどういう意味かとは、道徳の時間は、学習指導要領に示された内容について体系的な指導により学ぶという各教科と共通する側面がある一方で、人格全体に関わる道徳性の育成を目指すものであることから、学級担任が担当することが望ましい、つまり新たに勉強する教科ではない、数値による評価にはなじまないなど、各教科にはない側面がある。つまり各教科と共通する側面がある一方で、各教科にはない側面がある、という両方の性格を持っていることから、「特別の」という言葉を用いて定義している。

また「要」の意味は、道徳教育は、学習指導要領上学校教育全体を通じて行うこととされている。その中で、道徳の時間の位置づけは、学校教育全体を通じて行う道徳教育としては、取り扱う機会が十分ではない内容項目に関する指導を補うこと、また児童生徒や学校の実態等を踏まえて、指導をより一層深めること、最後に内容項目相互の関連を捉え直したり、発展させたりすること、を行うことが求められる時間であるということから、学校教育の「要」、道徳教育が「要」と位置づけを示しているところである。

Q(東京K) 皆さんはお若いですが、文科省にとって道徳を教科化するということは、戦後教育の歴史においては、画期的であることはご存知だろう。戦前の道徳教育への反省が十分あったはずで、教科化するに当たっては、当然準備時間が十分あり一朝一夕に決まったわけじゃないと思うが、何を考えて、長い時間かけて、教科化とすることに踏み切ったのか、若い皆さん方は、一体どういう討論をされたのか。

A(栗林) まず、昭和33年に学習指導要領という形が出来てから、早60年くらいたったが、教科化というのはその歴史の幅で、かなり画期的、一つの大きな質的な転換だと思っている。その中で、じゃ中心科というか、戦前にどのような問題があったかということに関しては、「道徳の充実に関する懇談会」という懇談会を持って議論した中では、一定の価値観を押しつけていくというものがあったとか、忠孝とかいろいろの徳目主義に走っている場面があったとか、あとは現代には、なかなか合致しない項目、そういうものがあったという反省があった。それで今回の学習指導要領の改定に当たっては、そういった反省の上に立ち、一定の価値観を押しつけるのではなくて、考えながら価値観を与えていく中で、われわれはどういうふう生きていくのかというものを考えて議論していく、という道徳に変えていこうというのが、改定の趣旨である。

(違うよそれ、学習指導要領では、徳目主義の羅列になっている、それで評価される。)

今回キーワードというものを設けたが、その点に関しては、われわれもそうではないと言うことを、今回の学習指導要領改定の趣旨というものを、しっかり説明していきたいと思っている。

(6) 前回の学習指導要領改定から、「要」(かなめ)としての「道徳の時間」を中心として「学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行う」ことになっている。このことは何を意味するのか。教科の専門性の侵害とはならないか。

【回答】栗林芳樹 (初等中等教育局教育課程課教育課程第一係長)

各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、及び特別活動にはそれぞれ固有の目標や特質があるというのはその通りで、それらを重視しつつ教育活動は行われていくが、それと同時に、そのすべてが、教育基本法1条

に規定する「人格の完成を目指し平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を目的としているものである。従って、それぞれの教育活動においても、その特質を生かしながら、人格形成の根幹であると同時に民主的な国家・社会の持続的な発展を根底で支える道徳教育の役割であることになる。ということから、道徳教育の時間というものを、学校教育全体を通して道徳教育の要としている。

さらに、学習指導要領の総則の解説においては、各教科として配慮事項というものが書かれているが、その中でも、各教科と道徳教育の関わりについて明記している。また各教科の方の学習指導要領においても、指導計画の作成と内容の取り扱いというところで、道徳教育のあるべきについて明記している。

Q(東京A) 「要」としての道徳の意味というのは、あくまでも教基法第1条の目的に添った「人格の完成のため」と、これでいいのか。実際は、検定においては日本の文化とか、いろんな事が入っている。

A(栗林) 「要」の意味は、先ほどお答え申し上げた通り、学校全体の教育を通じて行う道徳教育を、補うとか、一層深めるとか、発見させたりする、という時間が道徳の時間であると言うところから、「要」という言葉を使っている。では、学校全体を通じてどうやって、道徳教育を、なぜ、行うのかということについて、すべての教育活動は教育基本法第1条の「人格の完成を」という条文、全文読み上げないが、そこから各教科においても道徳教育を行う、ということになっている。

Q(東京Y) 議論させる道徳と言うなら、「愛国心」についてもきちんと多様な意見があるわけだから、「愛国心」を持たせる、いらぬ、当然ノーの意見も含めての議論をするのか。教科書についても、ノー、イエス、あり、イエスだけじゃないで、よろしいか。それから、パブコメを募集しているが、私たちの意見もキチンと生かすか。

A(栗林) 「考え、議論する道徳」と言う題材に相応しいものと、相応しくないものといういろいろあるかと思われる。すべての時間、すべての授業が「考え、議論する道徳」に関するかと言われると、なかなか難しいところがある。ただ中央教育審議会答申でも述べているように、一定の価値観を押しつけるということ自体は、道徳教育が目指す方向の対極にあると申し上げているので、そういう一定の「価値観を押しつけるのではなくて」、ということはいくらもわかれわれとしても、伝えていきたい。

(しかしそういう特定の価値観を押しつけていく中味になっているじゃないか)

と、ならないように、われわれはこれま「読み物道徳」と言われていた一定の価値観を押しつけるような授業になっていたという反省に立って、今回の「考え、議論する道徳」で、学習指導要領を改定して、指導方法を変えていこう、ということを申し上げている。

(愛国心についても、イエスノー両論の議論があっているのか、その質問だ)

つまり、特定の価値観を押しつけるというわけではないが、「考え、議論する」上では、それになじむ教材となじまない教材と…その判断は、すみません、われわれがすると言うよりは、各学校なり、地方教育委員会で、ご判断いただきたいと思う。

(学校によって判断して良いんですね)

ただ済みません、そこについては教育基本法にも書かれているように、わが国の郷土を愛する態度、というのがあるので、教育の中でしっかりそこはやっていく必要があるということになる。

(7) 「特別の教科道徳」はどのような専門領域を持っているのか。他の教科と同じ意味での専門領域は考えられないなら、学校教育法34条の「教科用図書の使用」も他の教科とは別の解釈がなされるべきと考えられるが、どうか。

【回答】新見志保 (初等中等教育局教科書課企画係長)

ご質問の「専門領域」の趣旨が必ずしも明らかではないが、道徳に関しては先月7月23日の『教科用図書検定調査審議会』において、特別な教科道徳の教科書検定についての提言をとりまとめている。これを踏まえて、文科省として検定基準を速やかに改正したいと考えている。他の教科と同様に道徳についても、教科書発行者において、今回の教科用図書検定調査審議会の報告も踏まえて、学習指導要領を趣旨を具現化した児童生徒にとって充実した教科書を作っていただくものと考えている。

Q(福岡D) 道徳の『私たちの道徳』という教科書案が文科省で作られて全国に配布されているが、教科用図書として使うのか、それとも副読本として使うのか。

A(栗林) 『私たちの道徳』は、現在副読本というタイトルで教科書ではない。各学校使う使わないは自由で、一律に強制的に配布しているわけではなくて、希望調査をした上で配布しており、全校ではなくて、強制ではない。希望した限りは使っていただきたい、というのがわれわれの立場である。

(配布されていない県とか地区とかあるのか)

これは希望調査を行った結果だが、公立学校は100%、(…聞き取れず)

(そういうのを押しつけている、と言うのだ)

「特別な教育道徳」を行う場合は、別に民間の教科書会社教科書を作ることになるので、『私たちの道徳』の配布は、国会が決めることだが、おそらく小学校は30年、中学校は31年、までには終了する。

3, 教育委員会制度について

(8) 『地教行法』が昨年に改定され、各自治体で「総合教育会議」が設置されている。その設置・運用の状況について文科省としてどれだけ把握しているか。運営上で、不都合な点は生じてないか。また、改定後も教育に対する「不当な支配」(教育基本法16条)が行われることのないように配慮されて運用されるべきであることに変わりはないか。

【回答】竹中千尋 (初等中等教育局初等中等教育企画課専門職)

総合教育会議について、文部科学省は先月28日に、「新教育委員会制度への移行に関する調査」というものを発表した。その中で、総合教育会議の開催状況についても公表しており、都道府県・指定都市は全国で67あるが、本年の6月1日現在に既に開催したところは46。未開催のところは21だが、6月中開催予定が15、7月中開催予定が3、開催予定未定が3、となっているので、ほぼ9割近くは7月までに開催しておるものと承知している。また、市町村1718が調査対象で、その内既に開催しているところが684。未開催1034、その内6月中開催予定282、7月中開催予定365、開催予定未定387、となってお、4分の3は、7月中に開催していると承知している。

運営の上で不都合な点に関しては、文部科学省としてそのようなことは承知していない。教育基本法16条「不当な支配」が行われることのないように配慮されて運用されるべき、という点については、その通りである。

4, 国立大学の人文系学部の組織見直しについて

(9) 国立大学の人文・教育系の学部の廃部勧告を含めた異例の通知を先日行った。戦時中の文部省ですら行わなかった前代未聞の暴挙である。国立大学に対するこのような通知はどのような法的根拠に基づいているのか。

【回答】小林彩希 (高等教育局国立大学法人支援課主任)

6月8日に、『国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて』、と題した通知を国立大学法人向けに発出したが、この通知は国立大学法人法第31条の4に基づいた通知である。なお、通知は、人文社会科学系学部の組織の見直しだけでなく、国立大学法人の組織及び業務全般にわたる内容となっており、各法人においては、平成28年度、来年度から始まる向こう6年間までの目標・計画の検討を行っていただくこととなっている。

5, 18歳選挙権と政治教育について

(10) 政府与党の一部には、18歳以上選挙権付与に際して、教員の政治活動に対する罰則規定を含んだ法改正を行おうとする動きがあるが、これは教育現場にますます物言わぬ空気を蔓延させるものであり断固反対する。

教育基本法14条に定める「政治教育」は従来通り尊重されるべきであると考えられるがどうか。

教育公務員特例法18条「教育公務員の政治的行為」の解釈とその運用は従来の通りと考えられるがどうか。

【回答】川口貴大 (初等中等教育局教育課程課教育課程総括係長)

教育基本法第14条1項において、政治的教養は教育上尊重されなければならないと規定されている。これは、民主主義社会において、政治に関する様々な知識やそれに対する批判力などの政治的教養が必要であることを踏まえ、それが教育において尊重されるべきことを規定するものである。選挙権年齢の引き下げがあっても、このことについては変わらないものと承知している。

教育公務員特例法18条の解釈とその運用は、従来の通り、何ら変更は生じさせるものではない。

Q(東京Y) 18歳選挙権で、まさか罰則規定の立法化はしないだろう。

A(川口) 教育公務員の政治的行為の制限に関して、教育公務員特例法が設けられた際に、国会における議論を経て刑事罰は科さないとされた。従って、罰則規定が設けられるとしたら、それは立法府の議論としてなされるものであって、現在文科省として何らかの動きを検討しているということはない。

6、総合的学習における自衛隊施設訪問について

(11) 小中学生の自衛隊施設への「職場体験」が「総合学習」の時間を使って実施されている。防衛省発出の「『総合的な学習に時間』に対する協力」によれば、2013年度だけで全国で59,705人の小中学生が「職場体験」として自衛隊施設を訪れた。防衛省は、「文科省への協力」として「総合学習」への協力内容を公表している。

文科省は防衛省に「総合学習」への協力要請をどのような趣旨で行っているか。

「総合学習」への協力要請は、他にどのような団体に行っているか。

集团的自衛権行使の閣議決定が行われ、国会で法案が審議されている。仮にこの法案が成立した場合、自衛隊への入隊は一般的な職場と異なり生命に直結する仕事になるが、生命を落とす可能性について説明していない。自衛隊への「職場体験」はすぐにやめさせるべきだ。防衛省への協力要請をすぐに取り消せ。

【回答】栗林芳樹（初等中等教育局教育課程課教育課程第一係長）

協力要請の趣旨は、一般的に、総合的な学習の時間は、その目標「横断的・総合的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する姿勢や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする」に資するような取り組みを、各学校においてしっかり行っていただきたいという趣旨である。特定の省庁に対して、また特定の内容に対して、われわれから協力の要請を行っているわけではない。

一番の最後にお答えさせていただいたように、当方から、特定の団体または特定の内容に対して、協力要請を行っているということはない。

防衛省への協力要請を取り消せについて、これもさきほどと同じ回答になるが、防衛省に対して、特定の分野に対して、特定の内容に対して、当方から協力要請を行っているものではないので、取り消すというような性質のものではないと判断している。

Q(東京N) 特定の団体に文書を出した覚えがないと言っているが、防衛省に文科省への協力の内容という文書が出ている。この本にもちゃんと書いてある。HPにも出ている。文科省から協力要請を受けたとなっている。それに基づいて、5万数千人の子どもたちが自衛隊の施設に行っている。絶対に文書で出してるはずだ。

A(栗林) 令一度済みません、戻って調べたい<追加回答>。

(これを進めるに当たって協力できることを、全省庁に聞いたわけでしょ。)

先ほどの回答が不十分だったかも知れない。私が申し上げたのは、特定の省庁に対して、つまり文科省から防衛省に対して、この内容で総合的な学習の時間に協力して下さいという願いをしたということではないということ。

(特定ではなくても、防衛省が入っていたと言うことは事実ですね)

先ほどもそう申し上げたつもりですけど、

(いや全然違う、日本語としておかしい)

【回答】福井孝夫（初等中等教育局児童生徒誤指導調査係主任）

職場体験という観点から説明させていただく。職場体験活動は、職場に応じて、自己社会双方について、多様な気づきや発見を経験するということを目的としており、その内容は、学校が児童生徒の発達段階などに応じて適切に判断しているものと承知している。自衛隊は、法律に基づいた活動をしている公的な機関であることや、地域における職場の一つとして職場体験活動に協力するものあることから、自衛隊における活動がキャリア教育に質的にふさわしいかどうかで判断されるものであり、自衛隊という理由だけをもって職場体験を取りやめる必要は

ないと考えている。自衛隊の職務内容の説明について、生命を落とす危険性について言及があるかはどうか承知していないが、児童生徒に対して職業理解を促すという観点から、自衛隊の任務や役割・また仕事の大変さややりがいなどについて、指示されているものだと考えている。

Q(神奈川K) 自衛隊は、法律に基づいて活動している一つの職業とお答えになった。従って職場体験の場としても妥当性のある場である、と。それはちょっと違う。極めて特殊な職業だと思う。その主要な任務は、一つは日本防衛、それからあってはならないことだけど、もし今国会で論議されている安保法制が成立したら、他国軍を支援する、つまり軍事行動をする。私は軍隊だと思っている。そういうところの施設を見学する。職業体験として、職場体験として、何を学ぶのか、何をみてこいと言うのか。横浜の中山中学は、総合火力演習、実弾演習を見る。それがどういう職業体験になるとお考えか。しかもそれが、平和教育の一環としてやられる、平和主義を学ぶのに、実弾演習を学ぶ、それを育鵬社の教科書の観点に添って評価する。自衛隊について、よくやっているなあと思えばAがもらえる、そう言うことに繋がっている。だから話を元に戻すと、ここで議論するつもりはなくて質問したいのだが、自衛隊を職場体験として一体何を学ばせると、実弾演習から何を学び取れるとお考えか、それを前提とした上で、なお自衛隊を訪問することは職業体験の場として妥当とお考えか <追加回答 >。その2点。

A(福井) 職場体験活動に関しては、職業を一つの窓口として、生徒は多様な気づきだったり発見をすることが目的なので、職業についてしっかりと学ぶと言うことよりも、そうした社会について学ぶと言うことが重要だと考えている。またそうした活動についても、学校のキャリア教育の目的がどういうことになっているのか、というところと照らし合わせながら進められていくと思うので、そこの判断が重要となってくるのではないかと思う。必ずしも、自衛隊だから、それがいいとか、それがダメとかいうことではなくて、その学校のキャリア教育の目的がどうなっているか、それについて、学校がどういうふうに職場体験のあり方について判断されているかというそういう観点が重要だと思っている。

Q(神奈川K) 一般的に色んな団体から学ぶことは分かる。私が問題にしているのは、自衛隊から何を学ぶのかだ。

A(栗林) 実弾演習とか、正直私知らないが、何を学ぶかというところは、各学校のご判断によると思うので、
(いけないと思ってるんだよね、あなたは)

Q(東京N) 防衛省にも協力要請を出すと言うことは命を失うかも知れないことが前提となる。この職場体験から、隊員の30何%が学校を通して入っている。そこではいいことだけしか教えてない。命を失うかもしれないことは全然言ってない。少なくとも他の省庁には出しても、防衛省だけは協力要請してはいけないところだ。
もうひとつ、今度立川で、9月1日に防災訓練やる。小学校の2年生、中学生が、東京都から総合的な学習の時間の名目で動員されている。各学校じゃない。小学校の2年生には総合学習入ってない。各学校でやっているんじゃない、こういう形で子どもたちを動員している。自衛隊がばーっと来て、見に行くわけだよ、小学校の2年生が。そういうことが、総合学習どうのという名目で行われている実態について、まず知っているかどうか、それとこういうことについてどう思うか。

A(栗林) まず総合的な学習の時間の目標は、全文読み上げるのは割愛するが、そこに問題の解決や探求活動に、主体的、創造的、共同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることが出来るようにする、と書かれている。各学校の場でということで、ご批判があるのかも知れないが、基本的に学習指導要領に定められた目標とか内容に従って、じゃ自分の学校では、地域の実態、学校の実態に応じてどういう活動しようかと言うことを考え実施していくというのが、今、制度上そうなっているということであり、一概に自衛隊に行ったら、いい悪いということは、なかなか目標の内容に照らしてみないと分からない。

(命を落とすかも知れない) (軍隊だよ) (単なる職業じゃない) (不安感が違う)

(危機意識を持ってもらいたい、皆さんに) (求めているのは文科省でしょう)

Q(東京N) 今回立川でやるのは、学校単位じゃなくて、立川市の教育委員会と東京都が合同で、小学校に来いと言っている <追加回答 >。4校、5校、小学校2年生。ムチャクチャだよ。総合学習の名目だよ。

Q(東京S) そもそも総合学習とか、教育課程に盛り込む時に、おそらく地域によっては、自衛隊しか行き場がない。

職場訓練とか言ったりしても、絶対に行き先が見つからない地域がある。その時には自衛隊が役に立つよというのが、既に資料が出ている。分かっていてやっているんだと思う。かなり自衛隊に対する期待を持って教育課程そのものが組まれていると思っている。

Q(愛知O) 私は名古屋で、小牧基地も、守山駐屯地もあり、その近辺、中学校では両方に行く、総合学習と言うことで。総合学習という名で、職場体験という名で、子どもたちは並べられて他にそんなにたくさんないから、行かざるを得ない。今言われたように、それは名古屋にいて、35年間やってきたが、総合学習が出来てから、中学校はずっと、特に最近それがまた増えてるから、そういう実態をしっかりとつかんだ方がいい。

Q(東京N) とにかく実態をきっちり調べて下さい。防衛省は、文科相からの協力要請だと言うことを、大々的に宣伝しているんだから。よろしく願います。これはもう各学校の判断云々という話じゃない。

【終わりに】

Q(東京G) 今日いくつかこちらから質問したことについて、申し訳ないけど、きちんとしたお答えがいただけないこともあった。多分実際つかまれていることもあるし、もっとちゃんと調べて回答して欲しいと言うことが沢山ある。だから、今ここで文書でまとめることは出来ないが、私たちの方でこれからもう一度文書で質問させていただくので、一定の時間が掛かるかと思うが、それについて誠実にお答えをいただけないか。

A(鈴木智) 総括的な立場ではないが、各担当の方で判断して対応する形でよろしいか。

A(東京N) 聞き置くじゃなくて、改めて回答をお願いします。申し訳ない、時間ちょっとオーバーしてしまって。色々課題が残りましたが、皆さんどうもありがとうございました。

以上の経過から、当日の質疑で噛み合わなかったことや持ち帰ってもらったことについて、実行委員会側で9月に「追加質問事項」を整理して提出し、文科省側から10月に文書で「追加回答」をいただいた。

「追加質問」が生じた箇所は、ここまでアンダーラインで示してきたが、以下「追加回答」をまとめて掲載する。スペースの関係で質問・回答とも概略に留めざるをえなかったが、全文はウェブ「ひのきみ全国ネットトップ」にアップしてあるので参照されたい。

add. 追加回答

フランスでいう学習指導要領の正式名称と、ホームルーム教育で国旗国歌を指導している箇所は？

【名称】 小学校及びコレッジにおける道徳及び公民教育に係る学習指導要領を定める2015年6月12日付省令

【該当箇所】 同省令の付属文書(annexe)

小学校第1, 2, 3学年の例。(第4, 5学年, コレッジ第1, 2, 3, 4学年にも類似の規定あり)

(目標とされる知識, 能力及び態度) 学校に存在する共和国の象徴を識別する。

(学習の対象) フランス共和国の価値を認識し, 象徴を識別する: 国旗, 国歌, 建築物, 国祭日。(以下略)

フランスでは、処分まで出して公務員を立たせようとしている事例があるのか、また根拠法令はあるのか？

フランスで、処分まで出して公務員を立たせようとしている事例があるかについては不明である。また、根拠法令についても不明である。

公務員は法律により身分が規定されており、その中で、「職務遂行」や「上位からの指示に従う義務」等について定められている。

公務員のみを対象とする規定ではないが、国歌及び国旗に対する侮辱に関しては、刑法典の規定がある。

「学習指導要領」がある国で、その中に国旗国歌の指導方法が規定してある例があれば教えていただきたい？

フランス, ドイツ, アメリカ, イギリス, 韓国, 中国の6か国のほか, OECD諸国のうちフィンランド, カナダ及びオーストラリアについて調査を行った。

「学習指導要領」に類するものは、9ヶ国全部にある。

ただし、国の教育課程基準5(仏・英・フィ・韓・中)、州・連邦の教育課程基準4(独・米・加・豪)

国旗国歌の指導演法の国の規定があるのは3(仏・韓・中)、無いのは2(英・フィ)。残りは、州や学校による。

学制百年の歴史の中で、いつ頃から卒・入学式で国旗国歌を使うようになったのか。そのねらい、目的は？

入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳肅かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けを行い、学校、社会、国家など集団への所属感を深める上でよい機会となるものであり、このような意義を踏まえ、現行の学習指導要領においては、小・中・高等学校において、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」としている。

この記載は、平成元年度の小・中・高等学校の学習指導要領改訂時よりなされているものであり、それ以前の学習指導要領においては、儀式などを行う場合には国旗を掲揚し国歌を斉唱させることとされていた。

回答の中で引用された「改正地方公務員法」の該当条文は？

地方公務員法(平成28年4月1日施行)第15条(職員の任用)、第23条(職員の人事評価)

「再任用しない者の要件」とは、「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月26日閣議決定)「記」 「第42条の規定に基づく欠格事由又は分限免職自由に該当する場合」と限定されており、任命権者に広い裁量権は認められていないのではないか？

地方公務員の雇用と年金の接続については平成25年3月の総務省副大臣通知において、「各地方公共団体において、この閣議決定の趣旨を踏まえ、下記の事項に留意の上、能力・実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請」とされている。文科省としても、平成25年4月の文科省事務連絡において、教育公務員の雇用と年金の接続について、総務省通知を踏まえ、適切に対応するよう各教育委員会に促している。実際に職員を再任用するか否かについては、これらに基づき、大阪府教育委員会が任命権者として責任をもって判断していただくことである。

大阪府の全国学力調査の結果の高校入試利用について、8月20日「今年度限りで認める」と報道された。一部では「府教委は再来年春以降も態度を変えず」とも報道されているが、文科省の見解はどうなっているのか？

大阪府教育委員会が、高等学校入学者選抜に関わる資料として全国学力調査の結果を用いることについて、文部科学省としては、専門家会議の見解も踏まえ、調査の趣旨に反するため認められないと判断している。ただし、平成28年度については、今年度の調査について、過去にあったような過剰な対策で学校教育がゆがめられるような事態や不正等はなく、適切に実施されたこと・各学校では既に府教委が決定したルールに基づく準備が進められていることなどを考慮して、学校現場における混乱を避けるために、例外としてやむを得ないと判断するが、平成29年度以降については、認められないという旨を明確に伝えており、このことを守っていただきたいと考えている。

特別支援学校の卒業式等は、いかなる状況が想定され、それに対してどのような配慮が必要とされるのか？

国旗掲揚・国歌斉唱の実施方法については、社会通念に従い、教育委員会や各学校長が適切に判断するものです。特別支援学校における卒業証書の授与や式中の介助についても、児童生徒一人一人の障害の状態や、施設、設備の状況に応じ、社会通念に従って、教育委員会や各学校長が適切に判断するものです。その上で、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう教育委員会や各学校長から職務命令が発せられた場合には、教職員は当然、その職務命令に従う義務があります。

教科書の採択を教育行政が行っている国は、日本と中国以外にもあるのか？

1. 諸外国における教科書制度については、各国の事情により様々であると認識しており、採択制度についても一概に比較することは困難である。現時点において、調査することは考えていない。
2. なお、先日回答差し上げた諸外国の教科書制度については、「第3期科学技術基本計画のフォローアップ「理数教育部分」に係る調査研究」(国立教育政策研究所(平成21年3月))によるものである。

調査員に現職の教員を多く配置していることと、教員の意向が多く採択に反映されることは同義ではない。教員の意見を採択の過程にもっと反映させるように制度改革や指導をすべきではないのか？

教科書採択は、採択権者である教育委員会等の権限と責任のもと、調査研究を行ったうえで実施するよう指導しているところであるが、実際の調査研究の主体・方法等については、教育委員会等の判断により決定されるべきものである。なお、調査研究に当たっては、必要な専門性を有し、児童生徒に対して直接指導を行う教員が調査員として選任されていることが多く、その果たす役割は決して小さくないものと認識している。**本当に細分化が進んでいるというのなら、採択地区の「数」のみではない、客観的な資料を示されたい。**

平成26年4月に改正された教科書無償措置法により、市郡単位から市町村を単位とした採択地区の設定を可能としたところである。

文科省から、防衛省へ、「総合的な学習」への協力依頼の文書を出していることを認められたい。

平成14年より、ホームページ上に『総合的な学習の時間』応援団のページ』を開設し、全府省庁に対し、各学校の『総合的な学習の時間』の取組に対して、支援、協力をいただける内容があれば御連絡いただくとともに、その内容を当省のホームページ上で紹介させていただきたい旨の事務連絡を発出している。

実弾演習見学が「職場体験」としてふさわしいか。自衛隊体験からどのような「職業理解」を期待しているのか。

1. 職場体験活動は、その職業の現場において、見学のみでなく実際の体験的な学習を通して、自己と社会の双方について多様な気付きや発見を経験させることを目的とするものであり、その内容については、学校が児童生徒の発達段階等に応じて適切に御判断いただくものである。
2. 自衛隊の体験については、自衛隊は地域における多様な職業の一つであり、その現場における体験的な学習を通して、自衛隊の任務や役割、また仕事の大変さややりがい等の職業への理解を促すとともに、勤労観・職業観等が育まれるものと考えられる。

各学校の判断を超えて、教員委員会等が画一的に「総合的な学習」の内容を押しつけることは許されるのか？

各学校においては、教育基本法、学校教育法その他法令及び学習指導要領に示すところに従い、地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階や特性等を十分に考慮して、総合的な学習の時間を含めた教育課程を適切に編成することとされている。

この記録は冊子用に編集である。省略なしの全記録は、『ひのきみ全国ネット』の「イベント報告」欄に、時系列・テーマ別にアップしてあるので、そちらをご覧ください。

http://hinokimi.web.fc2.com/html/event_rep.html